

長都・中長都・釜加デマンドバス有効期間の更新登録申請

1 経緯

平成 28 年 4 月より長都・釜加・都地区において、「長都・中長都・釜加デマンドバス」を運行しており、運行に当たり 3 年に 1 回、有効期間の更新登録申請を行う必要があることから、別紙申請書等について協議を行ったのち札幌運輸支局に提出する。

2 長都・中長都・釜加デマンドバスの運行概要

- ・運行種別 自家用有償旅客運送（道路運送法第 78 条）による事前予約制のデマンドバス
- ・運行主体 長都・中長都・釜加デマンドバス運行協議会
- ・運行区域 長都・釜加・都地区
- ・運行方式 自由経路ミーティングポイント型（運行経路を定めていない）
- ・車 両 7 人乗りノア（長都・中長都・釜加デマンドバス運行協議会所有）
- ・利用対象者 長都、釜加、都の地域内の住民

3 申請書類

協議後以下の申請書類等を提出する。

※今回の協議では、下線部の書類のみ添付（個人情報等の記載があるものについては未添付）

- ・申請書
- ・地域公共交通計画の写し
- ・様式第 1 号（欠格事由に該当しない旨を証する書類）
- ・様式第 2 号（地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類）
- ・参考様式第イ号（自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧）
- ・自動車検査証、車両購入契約書
- ・保険（共済）加入証書の写し
- ・保険（共済）契約申込書の写し
- ・保険（共済）契約見積書の写し
- ・様式第 11 号（宣誓書）

自家用有償旅客運送

□ 登録申請書

■ 更新登録申請書

札幌 運輸支局長 殿				申請年月日		令和6年 3月 15日			
申請者等	住所	〒 066 - 0062 千歳市釜加55番地の9			フリガナ 担当者氏名	キツ コウスケ 木津 航佑			
	フリガナ	オサツナカオサツカマカデマンドバスウンコウキョウギカイ			担当者所属	千歳市企画部交通政策課交通政策係			
	名称	長都・中長都・釜加デマンドバス運行協議会			TEL/FAX	TEL:0123-24-0897 FAX:0123-22-8854			
	フリガナ	ヤマガタ シゲオ			E-mail アドレス	koutsuuseisaku@city.chitose.lg.jp			
	代表者名	山形 繁雄							
登録年月日	平成28年 4月 1日		登録番号	北札公 第 1 号		種別	■ 交通空白地有償運送 □ 福祉有償運送		
登 録 事 項 等									
路線又は運送の区域	路線	系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地					キロ程	
		起点						km	
			終点						
			(主な経過地)						
		起点						km	
			終点						
(主な経過地)									
☐ 別紙1のとおり									
運送の区域		千歳市長都地区・都地区・釜加地区							
事務所	名称	長都・中長都・釜加デマンドバス運行協議会			位置	千歳市釜加55番地の9			
事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回 転 シート車 (軽)	セダン等 (軽)	バス	合計 (軽)	
	所有	()	()	()	()	()		()	
	持込	※	※	※	※	1	※	※	1
		()	()	()	()	()	()	()	()
	軽自動車は、()内に内数で記載すること。事業用自動車については、※欄に記入すること。								
☐ 別紙2のとおり (事務所が2つ以上の場合)									
運送しようとする旅客の範囲	有償運送の種別	旅 客 の 範 囲							
	交通空白地有償運送	■ 運送の区域の地域内の住民及びその親族その他当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う長都・中長都・釜加デマンドバス運行協議会に会員登録されている者及びその同伴者							
	福祉有償運送 (□ 複数乗車を行う) (□ 観光客を含む) (□ 来訪者を含む)	☐ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者							
		☐ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者							
		☐ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者							
		☐ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者							
		☐ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者							
☐ 介護保険施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者(基本チェックリスト該当者)									
☐ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者									
路線又は運送区域ごとの対価の額	1乗車(片道)300円								
事業者協力型自家用有償旅客運送	名称				住所				
	名称				住所				

北海道運輸局 札幌 運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

令和6 年 3月 15日

住 所	千歳市釜加55番地の9
名 称	長都・中長都・釜加デマンドバス運行協議会
代表者名	山形 繁雄

令和6年 3月 15日

北海道運輸局 札幌 運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送 ・ 福祉有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名 称) 千歳市地域公共交通活性化協議会

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること

(対象市町村) 千歳市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和6年 3月 14日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

〔名称〕長都・中長都・釜加デマンドバス運行協議会

〔住所〕千歳市釜加55番地の9

〔代表者氏名〕山形 繁雄

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

千歳市長都地区・都地区・釜加地区

(2) 旅客から収受する対価(対価の内容を添付すること)

1乗車(片道)300円

(3) 運送しようとする旅客の範囲

運送の区域の地域内の住民及びその親族その他当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う長都・中長都・釜加デマンドバス運行協議会に会員登録されている者及びその同伴者

6. その他特記事項

令和6年 3月 15日

千歳市地域公共交通活性化協議会

会長 品田 雅俊